



秋田市宅地開発に関する条例第15条
の4第1項第7号に規定する区域

図郭割図 (河辺・雄和)

市長が定める道路の区間	市長が定める道路の区間から100mの範囲
● 国道	■ 都市計画区域
■ 主要地方道	□ 内側：市街化区域
■ 一般県道	□ 外側：市街化調整区域
■ 市道	
災害ハザードエリア（都市計画法施行令第29条の9各号）	
■ 急傾斜地崩壊危険区域	■ 土砂災害特別警戒区域
■ 土砂災害警戒区域	■ 洪水浸水想定区域 ※1

条例区域は、市長が定める道路の区間において、当該道路に対し6m以上接している敷地であって、当該道路との境界からおおむね100mまでの区域とする。ただし、災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く区域、かつ、市街化調整区域（河辺または雄和地域）に限る。

※1 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域